

看護小規模多機能の加算一覧

栄養アセスメント加算		1月につき50単位を加算
栄養改善加算		1回につき200単位を加算（3月以内・月2回まで）
看護体制強化加算	(Ⅰ)	1月につき3000単位を加算
	(Ⅱ)	1月につき2500単位を加算
科学的介護推進体制加算		1月につき40単位を加算
緊急時対応加算 (旧：緊急時訪問看護加算)		1月につき574単位
口腔・栄養スクリーニング加算 (旧：栄養スクリーニング加算)	(Ⅰ)	1回につき20単位を加算
	(Ⅱ)	1回につき5単位を加算（6月に1回を限度）
口腔機能向上加算	(Ⅰ)	1回につき150単位を加算（3月以内・月2回まで）
	(Ⅱ)	1回につき160単位を加算（3月以内・月2回まで）
サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)	1月につき750単位を加算
	(Ⅱ)	1月につき640単位を加算
	(Ⅲ)	1月につき350単位を加算
サービス提供体制強化加算 (短期利用居宅介護)	(Ⅰ)	1日につき25単位を加算
	(Ⅱ)	1日につき21単位を加算
	(Ⅲ)	1日につき12単位を加算
初期加算		1日につき30単位を加算
若年性認知症利用者受入加算		1月につき800単位を加算
褥瘡マネジメント加算	(Ⅰ)	1月につき3単位を加算
	(Ⅱ)	1月につき13単位を加算
総合マネジメント体制強化加算	(Ⅰ)	1月につき1200単位を加算
	(Ⅱ)	1月につき800単位を加算
退院時共同指導加算		1回につき600単位を加算
ターミナルケア加算		1月につき2,500単位を加算
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%を加算
中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%を加算
特別管理加算	(Ⅰ)	1月につき500単位を加算
	(Ⅱ)	1月につき250単位を加算
特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算		所定単位数の15%を加算
認知症加算	(Ⅰ)	1月につき920単位を加算
	(Ⅱ)	1月につき890単位を加算
	(Ⅲ)	1月につき760単位を加算
	(Ⅳ)	1月につき460単位を加算
認知症行動・心理症状緊急対応加算		1日につき200単位を加算
排せつ支援加算	(Ⅰ)	1月につき10単位を加算
	(Ⅱ)	1月につき15単位を加算
	(Ⅲ)	1月につき20単位を加算
訪問体制強化加算		1月につき1000単位を加算
専門管理加算		1月につき250単位を加算
介護職員等処遇改善加算 (令和6年6月1日より実施)	(Ⅰ)	所定単位数の14.9%を加算
	(Ⅱ)	所定単位数の14.6%を加算
	(Ⅲ)	所定単位数の13.4%を加算
	(Ⅳ)	所定単位数の10.6%を加算
生産性向上推進体制加算	(Ⅰ)	1月につき100単位を加算
遠隔死亡診断補助加算		1回につき150単位を加算